

刑事訴訟法 第12講 証拠

毒樹の果実の理論

* 違法に押収した書類・違法な盗聴で得た情報等に基づき、改めて搜索・差押えして収集した証拠の証拠能力

- 違法な手続きで収集された第一次証拠(毒樹)

→ 第一次証拠に基づいて発見された第二次証拠(派生的証拠; 果実)

= 派生的証拠(毒樹の果実)の証拠能力も否定すべき

違法収集証拠は排除しても、派生的証拠を許容するのでは証拠排除は無意味適用範囲)

派生的証拠が独立の捜査活動の成果なら、証拠能力を肯定(独立源の法理)

* 違法に押収した書類の内容が、既に任意提出済みの書類から明らかだった
両証拠のつながりが極度に薄いときには、証拠能力を肯定(希釈の法理)

* 違法に押収した書類から存在が明らかになった証人が、公判廷で証言した
善意の例外

- 捜査官が自らの行為を合法だと信じて行動した場合、証拠は排除されない
= 「合法」と信じていた限り、違法捜査の抑止効果がない

判例・学説とも否定的 - 捜査官に法無視の態度がなく、偶発的なときに限る

5. 自由心証主義: 証拠の評価は裁判官の自由な判断に委ねるとする原則(318条)

法定証拠主義: 証拠評価を法定し、裁判官の恣意的判断を防止

→ 7. 法的安定性には資するが、判断が画一化し、具体的妥当性を逸するおそれ

* X事実の認定には、2つ以上の証拠の存在が必要などと規定

→ X事実の存在を100%推認させる証拠が1つあっても、事実を認定できない

1. 自白を法定の証拠とする法制が多く、拷問裁判につながった歴史

証拠の自由な評価

7. 証拠の取捨選択、1. 矛盾する証拠のどれを取るか、7. どの程度の信用をおくかなど
= 裁判官の自由な評価に任せる

心証の程度

厳格な証明→合理的疑いを入れる余地がない程度に真実であるとの心証(確信)

自由な証明→肯定証拠が否定証拠を上回る程度の心証(証拠の優越)

一応確からしいという心証(推測)

自由心証主義の制約

- 恣意的な証拠の評価、誤った事実認定のおそれ→適切な心証形成を担保

一般に承認されている経験則・論理法則によって証拠を評価すべき

補強法則: 自白を補強する証拠がなければ有罪とできない、とする原則

- 自白への過度の偏重を戒め、誤判を防止する趣旨

* Aが殺人を自白しても、他に、凶器などの、殺害を証明する証拠が必要

7. 自白が、自己に不利益な唯一の証拠→有罪とされない(319条2項)

1. 補強の範囲

形式説: 犯罪事実の客観面の全部 or 重要部分につき補強証拠が必要(通説)

実質説：自白の真実性を担保する補強証拠があればよい（判例）

6. 挙証責任

自由な心証と事実認定

「事実が存在する」との心証を形成する場合

「事実が存在しない」との心証を形成する場合

「事実の存否が不明」（真偽不明）の場合→？

真偽不明の場合 - 裁判所は、裁判を拒否できない

→ 一方当事者（挙証責任を負う者）の主張を排除

挙証責任：事実の存否が不明なときに、不利益を受ける一方当事者の法的地位

いずれの当事者が訴訟に負ける結果になるかという証明のルール

→ 刑事訴訟では、原則として検察官が挙証責任を負う - 「疑わしきは被告人の利益に」

= 合理的疑いを容れない程度の立証がない→被告人は無罪（無罪の推定）

刑事責任の存否・範囲に直接影響する事実では、検察官に挙証責任

挙証責任の転換 - 正当化できる理由のあるときのみ、被告人に挙証責任転換

例外的に、被告人に挙証責任を転換した規定

現行法の規定	被告人の挙証事項	挙証に失敗した場合
同時傷害罪(刑法207条)	同時傷害でないこと	傷害罪の共犯が成立
名誉毀損罪(刑法230条の2)	摘示事実が真実であること	名誉毀損罪が成立
爆発物製造・輸入等の罪 (爆発物取締罰則6条)	犯罪目的の不存在	処罰
両罰規定による法人処罰	従業員の違反防止のために 必要な行為をしたこと	処罰
児童福祉法60条3項 (各種禁止行為の罪)	児童の年齢の不知に関する 無過失	「業務としてさせる行為」等で処罰

7. 推定：ある事実(前提事実)から他の事実(推定事実)を推認すること

事件直後に盗品を所持していたことから、窃盗の事実を推認する

事実上の推定：経験則に沿って行われる推認→自由心証の問題に過ぎない

法律上の推定：法律の規定に沿って推認が行われるもの

→ 挙証責任の転換 - 「疑わしきは被告人の利益に」の原則に抵触するおそれ

推定規定が憲法に適合するための要件

前提事実からの推定事実の推認に合理的関連性があること

推定規定を必要とする特段の事情があること

* 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律5条

7. 公衆の生命等に危険な有害物質の排出 + 4. その種の危険が現に生じている

→ その危険はその排出による（因果関係を推定）